

令和元年第4回府中町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 開 会 年 月 日 令和元年9月6日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和元年9月18日（水）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（16名）

議長	中 村 武 弘 君	副議長	西 友 幸 君
1 番	岩 竹 博 明 君	2 番	木 田 圭 司 君
3 番	橋 井 肇 君	4 番	梶 川 三 樹 夫 君
5 番	繁 政 秀 子 君	6 番	山 口 晃 司 君
7 番	二 見 伸 吾 君	8 番	上 原 貢 君
9 番	益 田 芳 子 君	10 番	児 玉 利 典 君
11 番	林 拓 君	13 番	中 村 勤 君
14 番	西 山 優 君	18 番	力 山 彰 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 第45号議案 平成30年度府中町歳入歳出決算の認定について
- 3 第46号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 4 第47号議案 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 5 第48号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 6 第49号議案 工事請負契約の締結について

7 議員提出第4号議案 天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議

8 副議長の辞職許可について

追加日程第1 副議長の選挙について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	末平顕雄君
教 育	長	高杉良知君
総務企画部	長	戸田秀生君
財 務 部	長	増田康洋君
福祉保健部	長	山西仁子君
町民生活部	長	金光一隆君
建設部	長	井上貴文君
消 防	長	脇本哲也君
教 育 部	長	榎並隆浩君
総務企画部次長兼政策企画課長		谷口充寿君
総務企画部次長兼総務課長		森本雅生君
福祉保健部次長		新見公平君
環 境 課	長	穴田 貴君
下水道課	長	原田 司君
都市整備課	長	磯 亀 智君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長(中村武弘君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和元年第4回府中町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進め
まいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定いたしました。

○議長（中村武弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

今日は、１３番中村勤議員、１４番西山議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 日程第２、第４５号議案、平成３０年度府中町歳入歳出決算の認定についてを議題に供します。

本案につきましては、決算審査特別委員会に付託いたしておりましたので、ただいまから決算審査特別委員会委員長から報告させていただきます。

○ 10 番（児玉利典君） 皆さん、おはようございます。平成 30 年度決算審査特別委員会報告をいたします。

府中町議会議長中村武弘様。

平成30年度決算審査特別委員会報告書。

令和元年 9 月 6 日の第 4 回府中町議会定例会において付託された第 4 5 号議案、平成 3 0 年度府中町歳入歳出決算の認定についてを慎重に審査した結果、認定することとしたので、府中町議会会議規則第 6 6 条の規定により報告いたします。

なお、審査の方法、日程については別紙のとおりですが、5回の委員会を開催し、慎重に審査してまいりました。

また、本案の審査過程において、委員からは多くの貴重な御意見をいただきました。

その中の主な意見としまして、

1つ目、南小学校の放課後児童クラブを増設し、またトイレ改修工事に向けた実施設計を行ったが、他の小中学校においても教育環境の整備を引き続き実施されたい。

2つ目、つばきバスの路線の変更や延長など、慎重に審議を進め、できるだけ住民の利便性を考慮し、要望に応えられるよう引き続き努力されたい。

3つ目、平成30年7月豪雨災害によっても、事業に大きな遅滞がなかったことは評価することができる。今後も復旧事業を進め、災害に強いまちづくりを目指し努力されたいなどの意見が出されています。

最後になりますが、町当局におかれましては、審査の過程で示されました意見等を十分に後年度の予算編成、予算執行に生かされるよう、一層の御努力をお願いし、平成30年度決算審査特別委員会の報告とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（中村武弘君） ただいまの委員長報告に対して質疑がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上で質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

ここで平成30年度決算審査特別委員会を解散したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。

ここで決算審査特別委員会の解散に当たり、正副委員長から挨拶をお願いいたします。

まず、委員長からお願いいたします。

10番児玉議員。

○10番（児玉利典君） 改めまして、皆さんおはようございます。このたび平成

30年度決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました児玉でございます。

委員の皆様には大変貴重な御意見、活発な御意見をいただきまして、また副委員長の梶川副委員長に対しましても感謝を申し上げたいと思います。

さらに、町長初め町職員の皆様の丁寧な説明、そして深い御理解もいただきまして、この決算委員会を閉じることができました。まずもってこれを御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

文書の中にも申し上げましたとおり、この決算の審査結果が後年の予算に生かされますことを祈念申し上げまして、簡単ではございますがお礼の言葉とさせていただきたいと思います。まことにありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村武弘君）　続きまして、副委員長、お願いいたします。

4番梶川議員。

○4番（梶川三樹夫君）　皆さん、おはようございます。5日間の日程で決算委員会を無事終えることができました。委員長を本当に支えて十分にできなかったところもありますが、皆さんの活発な意見が出まして、いろいろと審議することができました。ありがとうございました。

最後に、この審議の仕方について、もうこの数年間同じような内容でやってきてると思いますが、本当にこの審議の仕方、これでいいのかどうかというのをもう一回原点に返って検討することも必要なんじゃないかなというふうには感じたところがありました。今後ともよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村武弘君）　御両方におかれましては、大変御苦労さまでした。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもって平成30年度決算審査特別委員会を解散いたします。大変御苦労さまでした。

(決算審査特別委員会解散)

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君）　ここでしばらく休憩をし、町長からの発言を受けたいと思います。

す。

(休憩 午前 9 時 3 7 分)

(再開 午前 9 時 3 9 分)

○議長（中村武弘君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 3、第 4 6 号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 改めて、おはようございます。

第 4 6 号議案 令和元年 9 月 1 3 日提出。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。

補足説明につきましては、総務企画部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君） 皆さん、おはようございます。総務企画部長です。

それでは、本日追加議案として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 2 議案を上程させていただいております。

今回の法改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されております。ここで会計年度任用職員制度について、若干説明させていただきます。

会計年度任用職員制度は、地方公務員法や地方自治法の改正により、令和２年４月１日から施行される制度でございます。

現在、多くの都道府県、市町村の自治体では、臨時的な職員や嘱託職員等が雇用されておりますが、令和２年４月１日以降は会計年度任用職員という身分になります。

今までの地方公務員法における嘱託職員等は、共通して定められている事項が少なく、全国の自治体でその取り扱いが大きく異なっており、それを是正していくために一定の共通事項を定めることを目的に、この会計年度任用職員制度が創設されたものでございます。

当町における職員の補助的な業務を行っている嘱託員等も、現在の特別職から一般職へ変更となり、制度が明確化されるとともに、期末手当の支給も可能となります。

なお、この制度の創設により、全国ほとんど全ての自治体で条例の改正や制定が必要となり、当町においても今回上程させていただくものでございます。

新制度の創設ということで、各種条例や関連制度など多岐にわたって調整が必要になったこと、また現行制度における雇用形態や職のあり方の確認、さらに周辺自治体、関係機関等の調整にも時間を要したこともあり、このタイミングでの上程ということとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

では、第４６号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを補足して説明させていただきます。

議案書、第４６号議案参考資料をお開きください。

１、改正の趣旨は、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、府中町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例のほか、分限の手續及び効果に関する条例、給与に関する条例、退職手当に関する条例、育児休業等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、議会議員政治倫理条例の計７本の条例を一部改正し、整備するものでございます。

先ほども説明いたしましたが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律は、平成２９年５月１７日に公布され、令和２年４月１日から施行されます。この法律改正の趣旨は、臨時・非常勤職員全体の任用根拠を適正化・明確化することにあります。

この中で、新たに一般職の非常勤職員の任用等に関する制度として会計年度任用職員の制度が設けられ、採用方法や任期等を明確化し、期末手当の支給が可能となるよ

う給付に関する規定が整備されました。

この会計年度任用職員を採用するに当たり、既に制定している条例に影響を及ぼす部分について一括して改正するため、今回整備条例を制定するものです。

それでは、２、改正事項の概要について説明させていただきます。

まず、（１）府中町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正です。これは会計年度任用職員が一般職の職員として位置づけられることに伴い、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の枠内に入ることとなります。この条例で制定している減給の効果について、会計年度任用職員に係る減給処分を１日以上６月以下で、基本報酬の１０分の１以下を減ずることとするものでございます。

続いて、（２）府中町職員の分限の手続及び効果に関する条例の一部改正です。こちらも会計年度任用職員が一般職の職員として位置づけられることに伴い、職員の分限の手続及び効果に関する条例の枠内に入ることとなります。この条例で規定している休職の効果について、会計年度任用職員が心身の故障のため、長期の休業を要する場合の休職期間をその者の任期の範囲内とするものでございます。

続いて、（３）府中町職員の給与に関する条例の一部改正です。この条例は、一般職の職員の給与について規定しております。会計年度任用職員も一般職の職員として位置づけられることとなりますが、会計年度任用職員の給与は、次の議案になりますが、別途府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において規定することとしております。そこで、この給与条例に規定する給与の支給対象者を、会計年度任用職員を除く一般職の職員とするものでございます。

続いて、（４）府中町職員の退職手当に関する条例の一部改正です。今回の地方公務員法の改正により、会計年度任用職員に係る条文が追加され、臨時的任用の条項が移動したこととあわせ、退職手当の支給を受ける職員の定義に係る語句の見直しを行うものでございます。

続いて、（５）府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。これは非常勤の職員である会計年度任用職員が育児休業等を取得できるようにすることなど、職員の育児休業等に関する条例の改正をするものでございます。

主な改正内容として、ア、在職する期間が継続して１年以上である非常勤職員については、当該職員の養育する子が１歳に達する日から１年を経過する日までの間に任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかである場合を除き、その養

育する子が1歳に達する日まで育児休業をすることができます。

また、イ、保育所等に入所待機中の者について、育児休業をすることができることを改めて条例上に規定します。

ウは、会計年度任用職員には勤勉手当を支給しないため、育児休業中に勤勉手当を受ける職員の定義を整理するものでございます。

続いて、（６）府中町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正です。今回の地方公務員法の改正により、パートタイムの会計年度任用職員については、人事行政の運営の状況を報告する対象から除かれるため、この条例においても同様に規定しております。

最後に、（７）府中町議会議員政治倫理条例の一部改正です。これは非常勤の特別職として雇用されていた嘱託職員等の職員が、一般職である会計年度任用職員に移行することに伴い、職員の定義を整理するものでございます。

３、施行期日ですが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日である令和２年４月１日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第４、第４７号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第４７号議案 令和元年９月１３日提出。

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように定める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におけるパートタイムの会計年度任用職員の給与及び費用弁償の基準に関し必要な事項を定めるために条例を制定するものでございます。

補足説明は、引き続き総務企画部長が行います。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君） 第４７号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを補足して説明させていただきます。

議案書、第４７号議案参考資料をお開きください。

１、制定の理由は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町におけるパートタイムの会計年度任用職員の給与及び費用弁償の基準に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

では、２、条例の概要について説明させていただきます。

この条例は、本町のパートタイムの会計年度任用職員における給与、報酬と期末手当及び費用弁償について規定しております。

まず、給与の種類及び支給内容でございます。

基本報酬において、会計年度任用職員には条例で規定する上限額の範囲内において、常勤職員との均衡を考慮して規則で定める額を支給します。

基本報酬の設定は、月額または時間額とし、月額は府中町職員の給与に関する条例別表第１、行政職給料表に規定する１級９３号級の給料月額を上限額といたします。

時間額は、府中町職員の給与に関する条例別表第１、行政職給料表に規定する１級９３号級の給料月額を、一月の勤務する２１日に１日の勤務時間７時間４５分を掛けた１６２．７５で除した額を上限額といたします。

地域手当に相当する報酬は、常勤職員と同様に基本報酬の６％を会計年度任用職員

の地域手当に相当する報酬として支給いたします。

時間外勤務に係る報酬は、定められた勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に支給します。支給割合は、常勤職員と同様としております。

休日勤務に係る報酬は、休日において定められた勤務時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に支給します。支給割合は、常勤職員と同様としております。

夜間勤務に係る報酬は、定められた勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員に支給します。支給割合は、常勤職員と同様としております。

宿日直勤務に係る報酬は、宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員に支給します。これも支給額は常勤職員と同様としております。

特殊勤務に係る報酬は、常勤職員と同様に、府中町職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事することを命ぜられた会計年度任用職員に支給いたします。支給額は、常勤職員と同様としております。

期末手当は、任期が 6 月以上の会計年度任用職員、年度内に再度任用されることで任期の合計が 6 月以上となる者を含みます。6 月 1 日及び 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員に支給します。期末手当の額は、常勤職員と同様に報酬の月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬額に 6 月と 12 月、それぞれ 100 分の 130 を乗じて得た額、合計して 2.6 カ月分となります。

続いて、費用弁償の種類及び支給内容です。会計年度任用職員には、通勤に係る費用を弁償します。支給額は、常勤職員と同様としております。

会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、出張に係る費用を弁償します。これも支給額は常勤職員と同様としております。

3、施行期日等についてです。

施行期日は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日である令和 2 年 4 月 1 日としております。

また、経過措置として、施行日の前日に嘱託職員であった者について、施行日から引き続き会計年度任用職員となり、かつ報酬月額が下がった場合は、令和 2 年 6 月期の期末手当の算定における在職期間に応じて乗ずる割合を 100 分の 30 から 100 分の 70 に変更します。これは会計年度任用職員への制度移行に伴い、令和 2 年度分の報酬額が現状よりも下がらないよう措置するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

西山議員。

○14番（西山 優君） 府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、意見を述べたいと思います。

この条例は、会計年度支給内容の中で給与は報酬と期末手当とする内容で、年間総支給額は3%アップされる提示額となっております。

しかし、報酬月額が期末手当のため減額となります。職員労働組合との協議がまだ全て完了してないと聞いておりますので、施行期日、令和2年4月1日の間までに今後さらなる協議を重ねていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに。

児玉議員。

○10番（児玉利典君） さっきの西山議員の話にもちょっと重なるところがあるんですけども、その前にもともと今回我々働く仲間の給与が変わると、公務員の制度そのものも大転換を迎えるということなんですけども、なぜこれが追加議案として今回出されてるのかというそもそもの疑問が1つあります。

それと、さっき話がありましたけども、給与のほう一部下がると。しかしながら、今までなかった賞与が2.6カ月というふうに出るというふうにしかな今ちょっと説明ではわかりにくかったと。具体的な年収がどれぐらいになるのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。現行がこれぐらいで、今の賞与が入って、あるいはこの制度になったときにどれぐらいアップするのかというところを知りたいので、具体的に年収を対比した状態で教えてください。

○議長（中村武弘君） ほかに。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 今、児玉議員もおっしゃいましたけれども、今回我々のところには賞与が2.6カ月出ると、まことにいい提案だと思っているんですけども、しかなこの議案からは知ることができないんですけれども、聞くところによりますと、職員労働組合に対して月給の減額ということが提案されてるというように聞きました。

職員労働組合に対してどのような提案をしているのかということについて、説明をいただきたいと。

あと、今度、この会計年度任用職員に移行する職員というのは一体何人いて、全職員数のどの程度の割合を占めるのかということについても教えてください。

○議長（中村武弘君） ほかに。答弁を求めますか。

答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） それでは、10番児玉議員の、まずなぜこの時期に上程となったのかという御質問からお答えします。

会計年度任用職員制度の導入に向けて国が示したマニュアルでは、勤務条件等の決定については、地域の情勢等を踏まえ、適切に決定することが求められていますが、全国の自治体が4月の施行に向け準備を進める中、近隣自治体においても制度設計中の自治体が多く、情報収集や関係機関等との調整に時間を要しました。

上程をもう少しおくらせて情報収集すれば、各自治体との比較ができるわけですが、今回、この時期をおくらせて12月議会での上程ということにさせていただきますと、次年度の予算編成や事業計画等にも影響が生じるおそれがありますので、今回、追加議案として上程させていただくことといたしました。

次に、年収の比較でございますが、一般の事務職で言いますと、現在、報酬月額が15万3,000円でございますが、今、今回、制度設計している案では、まだ組合のほうとも合意が得られてないというところでまだ検討中なわけですが、うちが制度設計した案でいきますと、月額報酬が12万9,980円ということになります。

ただし、期末手当が出ますので、今年度1人当たりが現在183万6,000円のところが、令和2年度は184万5,992円、9,992円の増額ということになります。

これは、来年度は期末手当が期間として4月から期間を計算しますので、来年度、令和2年度においては夏の期末手当が1.3カ月分出ませんので、期間が4月からということで期間が短いのですから期末手当が1.3カ月分出ませんので、先ほど部長の議案の補足説明でありましたように、100分の30となるところを100分の70として年額が下がらないような形の期末手当の設定にしている関係で9,992円という増額ということになりますが、制度設計上ですね、2.6カ月

丸々期末手当が出たとした場合には、ですから令和３年度以降ですね、令和３年度以降は１人当たりが６万６５６円の増額ということになります。

続きまして、７番の二見議員からの御質問でありました、組合へどのような提案をしているかという御質問ですが、組合のほうには年収が下がらない状況で、各職とも今の一般事務以外にもいろんな職があるわけですが、各職とも３％程度収入が上がるような形、初年度ですね。初年度じゃない。制度設計上３％ぐらい、現在と比較して年収が３％ぐらい上昇するような額の設定として、今後は毎年昇給、引き続き再度の任用があった場合ですね、引き続きの任用があった場合には、昇給があるというような形での提案となっております。

それで、年収が下がらない中で期末手当が出るということですから、期末手当が出るかわりに月額報酬が下がったような形での年収の３％上昇というような制度設計になっております。

それと、最後に職員の数でございますが、現在、嘱託職員として雇用している職員は１３１人おりますが、事業が今年度と同様に継続されるものについては、人数は確保していきたいと考えております。

ただし、任用については選考が必要となりますので、その選考方法も今後決めていく必要があるところです。

それと、現在、臨時職員として雇用している短期間の雇用の職員ですが、これにプラス年間３００人程度おります。この職員については、期間の短い短期間の職員ということになりますので、会計年度任用職員という位置づけになりますが、来年度もやはりそういう雇用が生じてくるということでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） 質疑ございますか。

児玉議員。

○１０番（児玉利典君） 回答ありがとうございました。今までの質問の内容もそうなんですけども、御回答の中で完全な制度設計がまず十分できていないというふうに理解しました。今、３％年収では上がってくる。具体的に言うと、６万六千幾らというところの上昇分はあるにせよ月々が下がるというのも、そういう話でございました。

まだ十分な制度設計ができていない状態の中で、議案として出てくるのがちょっと納得できないところもあるんですけども、詳細は決まってないが大枠だけは決めとき

たいということには賛成します。

だけど、やっぱりもう少し生活の糧になる話なんで、しかも公務員としての大きな転換期でもある中で言うと、もうちょっとしっかり制度設計された上で議案を提出してほしいなというところでございます。

これも含めまして、今１０月から消費税が８％から１０％になる。２％上がってくるわけですが、年収が３％しか上がらないのかなというのもちょっと理解が苦しいところがあります。今後の制度設計においても、会計年度任用職員の制度の趣旨を無視することなく、こういうことは絶対ないと思いますが、町の良識と姿勢を信じたいと思います。

一応、今の話の中でもう一度確認したいのは、最低でも２．６カ月分年収が上がるということによろしいですね。ちょっと確認だけさせてください。

○議長（中村武弘君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） ただいまの１０番児玉議員の御質問に回答いたしますが、年収が２．６カ月分上がるということではなく、期末手当２．６カ月を含めた年収で３％の上昇ということでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

二見議員。

○７番（二見伸吾君） わかりにくいんですけども、先ほど言われました２０２０年度から１２万９，９８０円になる一般事務職の現状の給与は１５万３，０００円で、月収で言うと２万３，０９２円の減額と、そしてこの減らし分を一時金に充てると、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（中村武弘君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） ただいまの７番二見議員の御質問ですが、減らした月収を期末手当のほうに回すというような、そういうことでございます。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに質疑ございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君）　すみません、児玉議員もおっしゃったんですが、今回の提案自体が全体像がちょっと見えにくいところがあって、本来だったら月々の月額の支払いがどのぐらいになります、期末手当がどのぐらいになります、夏休みがどうなります、年休がどうなります、この職員だったらこの等級から始まりますというのが、全体的に組合との合意を得た上で一括で説明いただけたら非常にわかりやすい提案なんですが、ちょっと一部分ずつだけというところで、やっぱりちょっとうがった見方をしてしまうところがあるのかなというふうには思うんですが、年収が3%上がる、それでもやはりなかなか組合側との合意が得られない理由には、やはり嘱託職員自体の月額の報酬が少なくて、もらってる給料ですね、毎月支払いとか生活費にもう全額組み込まれちゃってて、2万円とか3万円とかを下げられたら困るんですよって言われる職員が一定数いるから、なかなか月額を下げてもトータルではふえますよというところに合意をもらえないんだと思います。

今回ちょっと心配なのが、そういった月額支払いの合意が得られてない中で、期末手当を2.6カ月分って決めますよね、今回。そのことで2.6カ月分の財源を確保するために月額支払いを少なくするしかないでしょってというような、嘱託職員側に譲歩を求めるための材料としてこの議決が使われたらちょっと心苦しいなという思いがあります。

例えば、年間2.6カ月ってありますが、例えばこれ僕が勝手に調べたことなんで、ちょっと間違いがあるかもしれないんですが、福山市なんかは月額支払いを変えずに1.45カ月分でしたかね、を完全にふやすような形で運用、合意を進めているんじゃないかいうようなうわさも聞きますし、多くの自治体ではそこまでの予算がないということで、減らしながらトータルでふやすという方法で進められているというふうにも伺っております。

ですから、やはり今回そういった月々の生活が困る人を、さらに2.6カ月分が決まったんだから、それに対して譲歩してくださいよというような、今回の議決をそういう手法で使われたらちょっと困るなという思いがあるんですが、例えばこの年間2.6カ月上限という形にして、組合との交渉の中で2.6カ月になったり、2カ月になったり、1.45カ月になったりということで、妥協点を見つけるために年間2.6カ月分というのを上限にして交渉をまとめていただきたいというふうに思うんですが、そこら辺の考えをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（中村武弘君） 総務企画部次長。

○総務企画部次長兼総務課長（森本雅生君） ただいまの6番山口議員の御質問に御答弁いたします。

この2.6カ月分につきましては、正規職員の期末手当と同じ2.6カ月ということでございます。これにつきましては、これが決まったから給料減額するという交渉の材料に使おうと思っているわけではございませんが、今回の制度設計上、国からの支援ということがあるわけでもなくですね、財源がないのは確かです。

なぜ2.6カ月にするかといいますと、今後、常勤の職員、一般職の常勤の職員の期末手当について、人事院勧告等により上昇とかいうことがあれば、それに合わせて上昇ということもあわせた形での変更ということも可能となると思います。

ここで率を変えていたら、じゃあどれぐらいの率を変更するのかというところでまた問題が生じてくると思いますので、一般職員と同様の2.6カ月ということでの制度設計を今考えているところでございます。

先ほどから年収とか答弁をいたしておりますが、まだ組合との合意に至っていないところではあります。今回、条例で枠を決めさせてもらってですね、今の基本報酬の枠ですね。1級の上限額いうところで決めさせてもらって、その中で今後決めていきたいというところで考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） 児玉議員。

○10番（児玉利典君） さっき山口議員の質問の中にあったんですけど、原資が足りないというところは確かにあると思うんですが、これは最終的にちょっと時期がずれるにしても、地方交付税というか税金で、国の政策ですから当然そういう交付税、措置というのが多分あると思うんですけど、ないんですか。ちょっとそこだけ、あるかないかちょっと確認してください。

○議長（中村武弘君） 総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君） 今回の条例につきましては、この条例、先ほど総務部次長が言いましたように、大きなちょっと枠組みという形で出させていただいております。

ここの条例を出すに当たりましては、職員労働組合の合意はいただいております。もう一つ労働組合、2つございまして、そちらのほうにお話はしとるんですが、そち

らとは今協議も続けております。

この条例が議決いただきましても、引き続き組合とは今から規則のほうで詳細のほうを決めていかないといけないんで、引き続き交渉するということでは合意ができておりますので、皆様のいただいた御意見を参考に、また組合とお話をしていこうというふうに考えております。

先ほど児玉議員が言われました国の交付税の上乗せなんですけど、これが現在のところございません。現状をお話ししますと、この制度ができたに当たりまして、国のほうとしては期末手当が払えますよというのが出たんですけども、それに対する原資について全然触れておられませんので、各自治体非常に困っております。

ただ上乗せすれば、各自治体それぞれ一般財源の持ち出しとなりますので、町村会は聞いてないんですけど、全国の市長会等はこういう制度ができるに当たっては、原資を国のほうで交付税に乗せてほしいという今要望を行っておりまして、総務省のほうとしても、今検討はされてるというふうには聞いております。

また、そういった状況が変われば、またうちのほうとしてもこの制度設計、今からまだつくっていきますので、そういったことも勘案して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかに。

山口議員。

○6番（山口晃司君） 先ほどは御答弁ありがとうございました。

ちょっと1点確認したいんですが、やはり月々の支払いの方法とかまだ組合との折り合いがついてないという中で、これ期末手当ですね、2.6カ月分は決めましたけど、月々の支払いの額とかについて、組合と折り合いがつかなかった場合はどのようなのか教えてください。

○議長（中村武弘君） 町長。

○町長（佐藤信治君） 本件は職員の給料に関することから、基本的には職員労働組合とは合意をして物事進める。今ありましたように、この条例が組合と合意できてないわけじゃないんですよ。部長のほうが言いましたけど、この条例の提案については合意ができとるんです。

この会計年度任用職員の多くは、従前の非常勤特別職の嘱託員さんから移行するわ

けですが、この制度が最初、冒頭の部長説明でありましたように、全国でばらばらなんです。それを適正化しましょう、法律の枠の中に適正化して運用しましょうということで、国のほうが会計年度任用職員という制度をつくったと。

私どものほうもその制度に移行するために、今の労働条件、法定された期末手当を出しますとかね、あるいは育児休業がとれますとかね、あとその前の条例でありましたけど、処遇、定期昇給もありますよとか、そういったことの枠組みは追加されてますけども、現在を基本に移行させてます。

そうすると、そのことで例えば期末手当をぼんとオンをするということになると大きな財源が要りますから、今ありましたように交付税措置するんかね、それが国の法律変えたんじゃけ、それだけの地方の財政需要がふえるんだから、交付税措置するんが当たり前よねっていう地方のほうの思いがあるけども、国のほうは期末手当の規定をつくったけど、期末手当の分だけオンしなさいとかは言っとらんわけです。だから、国のほうはどういう動向になるかまだわからない。要望は出してるといことです。

町としては、今は各答弁にもありましたけど、23の市町がどういうふうな姿で会計年度任用職員を制度設計して落ちつかそうかというのは、情報が交錯しとってはつきりわからないんです。場合によっては組合交渉しとるけ、今言われんという話もあるわけです。

ですから、町としてはまずここで移行させていただいて条例の大枠をして、基本的な数字は組合に提示してますから、それでまずは現行を移行させたいというふうに思っております。

ただ、地方公務員法の適用を受ける職員になるわけですから、地方公務員の給与の決定原則は生計費、生計費はフルタイムですからちょっと違うかもしれませんが、生計費、国、他の地方公共団体の均衡で給与を決定しなさいというふうに地方公務員法であるわけです。

ですから、これから23の県内の市町村が決まってきますから、決まってきた段階の状況を見て府中町の会計年度任用職員の処遇が著しくおかしいと、均衡を逸しとるということであれば、それは是正をしていきたいというふうに思っております。

4月から施行ですから、この条例を一旦決めさせていただいて、あと詳細は詰めさせていただきますが、今の制度設計でお願いをしたいと思いますけども、それは他団体との比較で著しく府中町がいけないということになると、府中町の職員の処遇です

から、あるいは人材確保の問題ですから、それは適正な是正いうことをしながら前へ進んでいきたいというふうに思います。

その際、山口議員さんのほうからですね、期末手当2.6で固めたら後で困るんじゃないかと、月額報酬どうにもならんんじゃないかということでございますが、どうしても必要だったら条例改正をお願いしますから、そのつもりでおりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（中村武弘君） 力山議員。

○18番（力山 彰君） 今回の制度で賞与制度、ボーナス制度が取り入れられるということです。聞きますと、府中町では昔、嘱託職員は給与部分と賞与部分、二通りでなっとったということを聞いております。それが途中で法律違反に当たるんじゃないかというふうなことになるって、賞与部分を12カ月分、12で割って、それを給与に上乗せして運用してきたというふうに聞いております。それが現在に至っというふうに聞いておりますので、それがもとに戻るだけということになると思います。

そのかわり、今回月々の給与が下がるということになりますと、給与部分が激減するということになります。ローンを持つとられる方は、恐らく大分苦勞されてくると思います。かつてリーマンショックのときですけども、ボーナス部分が景気悪くなってボーナスが出なくなったということで、一般の会社員が家のためにローンを組んだんだけどそれが払えなくなったということで、一気に自己破産に至った方が本当に大勢おられたというふうにも聞いております。

今回も給与部分が一気に下がるということは、どっちかというところ激減するので、それについての救済制度いいますかね、例えば職員の制度、何かええのがあるんじゃないかと思うんですね。貸し付けとかそういったような制度で救済できるような形がとれないのかなと、そういった仕組みを構築していただくことはできないのかなと。

それと、今回の改正は毎年昇給があり得るということでございますので、毎年大体月1,500円ですか、分ぐらいアップしてきてるわけですね。今後はそれが毎年あるわけです。1,500円で言いますと、年間1万8,000円アップするわけですね。令和2年度は現行どおりかもわかりませんが、その後は毎年年間収入で1万8,000円ずつ上がっていくと。2年後には3万6,000円、3年後には5万4,000円ですか、上がってくると。現行の制度ですとほとんど据え置きで、途中最低賃金や何か合わなくなっって見直しということで、わずかのアップしかないとい

うことで、今後、嘱託職員に対する給与がどんどん上がってくんでいいことじゃないのかなと思ってます。

先ほど財源がないということであれば、町としても国に対して要望書、補助を要望していただきたい。また、議会としても要望書を提出すべきじゃないのかなというふうに考えております。確かに月額は下がるんですけど、年間にはアップするということなんで、これは大変いいことじゃないかと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思います。

ただ、無理されないように組合ともよく話しして、また嘱託職員ともそういった月額がぐっと下がるということに対して、しっかり説明していただいて了解を得るようにしていただきたい。

それともう一つ、今回の制度の説明ありまして、下がるんですけども数字的な、例えば一覧表でこういうふうになるんですよと、現行と改定後は給与がどういうふうになってくるんですよ。一般職員との対比も含めて何らかの目に見える形、数字的に目に見える形で何か示していただくことできないかということで、私のちょっと意見として述べときます。

以上です。

○議長（中村武弘君） 答弁できますか。

総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君） 意見として承っておきたいと思います。資料につきましては、ある程度今から組合交渉またやっていますので、めどが立って数字がある程度固まった時点で、資料としてまた配付させていただこうと思ってます。今は推計しかちょっと出せませんので、ある程度の数字が見えてきた時点で提示させていただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（中村武弘君） 二見議員。

○7番（二見伸吾君） 今、部長のほうから交付税措置の話があったんですけども、これが現行の提案どおりでしたら3%の支出増で済むわけですので、国に対して積極的に交付税措置してくれっていう、そういう動機というのはね、もうええんじゃない。総務省もそうですよね。府中町はもう3%増で済まされてるので、結構なことじゃないですかということで、国としても出す動機にならないということになるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それとあと、町長、生計費と言われて、まさしくそのとおりだと思うんですが、職員は半年単位とか年単位で生活してるわけじゃないですよ。月給もらって、支払いも月末にガス、電気、水道、光熱費等々、あるいはローンを組まれてる方も月々支払われてるということです。月2万円から3万円の減額っていうのは、支払いに窮す人が出てくるんじゃないかと。今、何か措置をとということもありましたけども、この点についてはどのようにお考えかということについて、2つお尋ねいたします。

○議長（中村武弘君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（戸田秀生君） 先ほどの交付税の国へのお願いの件なんですけども、とりあえずやってから要望するやり方もございますが、やりたくてもできない自治体もございますので、これは県の町村会、全国町村会等にそういった要望の仕方もあるのかなと思っております。

ですから、当面この期末手当部分が払えないんで要望するというのは、とりあえず出してから要望、出したいけどもそういった制度改正ができないという要望の仕方もあると思うんで、その辺は要望の方法等をちょっと検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

町長。

○町長（佐藤信治君） 地方交付税というのは、地方行政の需要額を算定をして国が標準的に決めて需要額決まるわけでありまして、全ての職員の給与水準を全部交付税の中で、単位費用の中で決まるとるわけじゃないんです。会計年度任用職員のこの分も交付税で、需要がふえるんで地方はみんなで力を合わせて国に要望しようということこまでいってますけど、地方交付税の中に会計年度任用職員の期末手当分幾ら、そんなことはまずないと思いますよ。地方交付税制度というのはそういうもんじゃないと思います。独自で自分で決める。

地方交付税がなかったら、ほいじゃあ職員に給料出さんのかいうて、そんなこといかないでしょう。行政進まないですよ。やっぱり安定して生活をして、仕事に専念していただくという職員の給与水準が要ると。これが生計費ですね、生計費。公務員の給与水準のフルタイムはそうです。今回はパートタイムですから、それでもって全て

生活をするということにはちょっと少しならないのかなと。基本的には常勤職員の給与を見て決めています。時間でね。それで、給与のどこに位置づけるかというのは制度設計をしておるわけです。そういうことでございまして、国の要望はそういうことだと思います。

もう一つは、もう一点は何だったっけ。交付税については、だからそれでもって国が期末手当をぽんとあげるとかいうことじゃないということと、それから御提案があった月額報酬が下がることによって、いろいろ生活に不自由が、今までの制度設計とは、生活設計とは違う要素が出てくるということがあると思います。それは確かに変化があります。変化ですから、必ず変化があります。

そこについては、力山議員さんのほうからの御提起があったような内容も含めて、これから検討してまいりたいというふうには思いますけれども、現在のところ今の話では、期末手当を入れて総額として今の嘱託員の報酬をほぼ移行した形っていう制度設計で進みたいというのが基本です。

ただし、近隣の近郊の原則があるわけですから、公務員の処遇については均衡というのがありますから、他の市町村の動向で著しく府中町、これ繰り返しましたが、処遇と、それから人材確保の面からも不都合にならないように、それはそこを見て検討したいと、適切な対応をしてまいりたいというふうに思ってます。

以上です。

○議長（中村武弘君） 西議員。

○12番（西 友幸君） 47号はですね、基本的にパートタイムのあれですので、先ほどから住宅ローン云々といっておられますけど、銀行においての住宅ローンもパートタイムの金額を、パートタイムいうのははっきりしておりませんので、根拠性を住宅ローンに組み入れるということはないと思います。

一般職員の通常のアレだったら当然それに組み入れますけど、何かね、話が違うところへいきよるんじゃないかと。あくまでもパートタイムの方の年間の所得の問題ですので、ちょっとそこらを真剣に検討願いたいと思います。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

山口議員。

○6番（山口晃司君） やっぱり心配だったのが、今回の議決で2.6カ月分の財源をとるために譲歩を迫るんじゃないかということには、そういうふうには使わないとい

うことと、また町長からは組合との同意を得られないと、得られるまでちゃんと交渉するという答弁がありましたので、安心はいたしました。

忘れた。また思い出したら言います。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

まず、原案反対者から討論を行います。

原案に反対の方。

7 番二見議員。

○7 番（二見伸吾君） 第47号議案、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、反対をいたします。

町長、均衡ということを盛んに言われましたけども、私はやっぱりこの一時金というのがどうあるべきなのかということから考えるべきだというふうに思います。

議案や参考資料を読みますと、第10条で年間2.6カ月期末手当を支給することになっています。今まで出なかった期末手当が支給されて、職員の年間収入、年収がふえると、普通そのように思います。

しかし、先ほどの答弁にもあったように、月給を削って、それを一時金の原資にするというのが今回の議案に付随した職員労働組合に対する提案であります。

保健師、理学療法士の場合、月給20万900円を3万698円削って17万202円にする。削った分を半年ごと一時金として支給するというものであります。これまで月給として受け取っていたお金の一部が後払いされるだけのことであり、とても一時金と呼べるものではありません。

「朝三暮四」という有名な故事成語があります。猿飼いが、「おまえらにドングリを朝3つやって、夕方4つやろう」と言うと、猿たちは皆立ち上がって怒り出した。そこで、「朝4つにし、夕方3つにしよう」と言うと、猿たちは皆ひれ伏して喜んだ。幾つかの解釈があるようですが、ごまかすこと、うまく丸め込むことや、目先にとらわれて大局を見失うことを意味しています。

今回の町の提案はこれよりもひどい。朝の分を削って夕方渡す。これまで渡しているものの一部を削り、後から渡して一時金だという。

私は長年労働問題にかかわってまいりましたけれども、月給を削って一時金を支給したなどということは聞いたことがありません。まさに前代未聞であります。

形の上では一時金を出してるようになっているが、実際には後払いされた給料であり、今回の提案は「名ばかり一時金」「なんちゃって一時金」「一時金偽装」とも言うべきものであります。職員を愚弄するもの以外の何物でもありません。

もちろん、来年度から会計年度任用職員となる嘱託職員の皆さんはだまされるわけもなく、この一時金提案に対して落胆をし、怒っているわけであります。

現在、嘱託職員は131人、全職員の3割近くを占め、正規職員とともに町の仕事を行っています。役場の中を歩いても、誰が正規で非正規かわからない。ほとんどの嘱託職員が本格的で恒常的な仕事をしている。正規職員以上に仕事ができ、正規職員に仕事を教えているということさえある。これが職場の実態であります。

にもかかわらず、嘱託職員の処遇は正規職員よりも相当低い。労働時間は4分の3で給料は3分の1からせいぜい半分。繰り返し任用され、何十年働いても昇級はない。通勤手当など各種手当も不十分で、年休や各種休暇でも正規職員との差がついている。今回の法改正はさまざまな問題がありますけれども、わずかながらこれらの格差を是正する内容を含んでいます。

総務省自治行政局公務員部長名で出された「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について」という通知によれば、今回の会計年度任用職員制度の目的は、適正な任用、勤務条件の確保であり、期末手当については常勤職員との均衡なども踏まえ支給することになっています。職員の賃金を削って一時金を支給することのどこが適正な勤務条件、常勤職員との均衡なのでしょう。明らかに法改正の趣旨に反しています。

職員は半年単位ではなく月単位で生活をしています。月々決まった支出がある。月々2万円以上も減らされれば、これまで支払ってきたものが支払えなくなる。生活に困るわけです。サラ金から借りて、一時金が入ったら返済せよというんでしょうか。月々減らした食事を半年後にまとめて食べというんでしょうか。

今回の提案は、職員の生活を全く考えていません。ただ、一時金を出したという形式さえ整えればいいというものであります。

こういう人をばかにしたことをするとどうなるのか。職員のモチベーション、働く意欲が下がり、職場の空気が確実に悪くなります。民間であろうと公務であろうと、

一時金は働く意欲を高めるために支払われてきたわけであります。

当町のやろうとしていることは、働く意欲を間違いなく下げます。月々の給料は減らされ、一時金は減らされた給与の後払い。気持ちよく働けるはずがありません。職場の空気が悪くなれば、町民サービスにも影響を及ぼします。

マーケティングでは、「顧客満足度を上げるためには従業員満足度を上げよ」「従業員がモチベーション高く仕事に取り組むことで業務の質が上がり、よりよいサービスを顧客に届けることができる」ということが言われております。全く公務においてもそのとおりではないかと私は考えます。

町の提案は、職員の募集にも影響を及ぼします。現在でも、放課後児童クラブなどでは慢性的に人手不足、応募者不足になっており、その原因は処遇の悪さにあります。

先ほども述べましたように、誰もが月を単位に暮らしている。月給が現在の15万3,000円から13万円になれば、幾ら一時金があるといっても応募する人はいるのか、かなり減るのではないか、このように危惧しております。

現在の職員の中からは、生活できないから、あるいは余りに人をばかにしたことをすると転職する人も出るでしょう。貴重な人材の流出につながります。このように、今回の条例制定に伴う一時金支給、月給削減は、百害あって一利なしです。

廿日市市は月給を下げることなく、一時金2.6カ月を支給すると聞いています。府中町も月給を維持したまま一時金を支給すべきです。そのために必要な予算は年間約5,000万円だと、このように伺いました。府中町に出せないお金ではないと、新たな支出になるのは事実だけれども、私は出せない額ではないというふうに思います。

職員の処遇にかかわる重大な議案が追加議案として提出されたことも問題であります。これまで追加議案で出されてきたものは、誰がどう見ても異論の出ようのない、そういう内容のものでした。

しかし、これまで述べてきましたように、この議案は職員の一時金という勤務条件に関連する重大な問題であります。

当初、当日、きょうですね、配付するという予定でした。それを内容がわからないのでは、当日その場で提案されてもわからないと、反対も賛成もできないということで再三抗議をし、要望したところ、13日に各議員に配付されることになったものです。

しかし、もう一つの問題は、月額給料を下げて一時金を支給するという重大な問題、それが今回の議案に関連しているということについて、参考資料には何も書かれていない。私も労働組合のほうから相談を受けて、初めてこのことを知ったということがあります。正確な情報が与えられていない。もし私も労働組合からの情報提供がなければ、2.6カ月出すんだと、それはいいことだといって賛成したことでしょう。

このように、第47号議案は偽りの一時金提案と一体のものであり、手続からいっても問題があり、反対をいたします。

以上です。

○議長（中村武弘君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案賛成の方。

10番児玉議員。

○10番（児玉利典君） 第47号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、一部先ほど説明ございましたけども、一部の詳細な処遇については、また今後検討されるということでございますが、条例の大枠として今回この議案の提出になったと思います。そういう上で、意見を付した上で賛成の討論をさせていただきます。

会計年度任用職員の制度の趣旨は、非常勤職員の任用の適正化及び処遇の改善を主な目的としております。

現在、全国の自治体の職員の約4割、府中町では約3割と言われてましたが、非常勤職員、そして府中町においても相当程度非常勤の職員さんが占めておられるというふうに認識しております。

民間でも非正規雇用の職員の処遇や待遇の改善が進んでいる中、また地方の行財政改革で職員の非正規化が進む自治体の現場、府中町も例外ではありません。

会計年度任用職員制度を適切に制度設計することは、官製ワーキングプアとやゆとされる現状の改善に向けた大きな第一歩であると考えております。

また、会計年度任用職員制度を規定した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号には、期末手当等の各種手当を支給することを可能とすることや、同法律案に対する衆議院の附帯決議である第193回国会閣法第51号の附帯決議を見ても、法改正の目的が処遇改善を期待していることは明らかなです。

一方、会計年度任用職員の制度の詳細については各自治体に委ねられており、本条例は府中町における会計年度任用職員制度に係る大枠を決めるものです。詳細な設計については、今後、各労働組合と丁寧に進めていかれるものと確信しております。

非常勤の方々が誇りや意欲を持って職務に励むことができるよう、町においても当該制度の趣旨、制度、精神をしっかりと踏まえつつ、制度設計をお願いしたいと思います。

そこで、次のとおり具体的な意見を述べさせていただきたいと思います。

町の部署によっては、非常勤の方々が支えている職場もあります。府中町の公共サービスの担い手として、自負と誇りを持って職務に励まれている方も多くおられます。

また、当町の非常勤職員は府中町在住の方が多く占めており、他市町などの各処遇におくれることなく、自分の働く府中町役場は素晴らしいと思ってもらい、町の公共サービスの充実に力を注いでもらうために、職務に見合った処遇を、現行の月額給料水準を維持するよう重ねて強く求めます。

また、常勤と非常勤については、休暇についても差があります。このような処遇についても、積極的に解消に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後に、非常勤職員も常勤職員も、府中町の公共サービスを支える大切な担い手でございます。先ほど原資が足りないというような話もありますが、非常勤職員の処遇改善を名目として常勤職員の給与を減らすことのないよう強く求め、これらの意見に留意していただきたいと思いますということで申し述べ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員16名で、採決に加わる者15名でございます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君）　ここで休憩をしたいと思います。再開は11時10分。よろしく。休憩。

（休憩　午前10時55分）

（再開　午前11時10分）

○議長（中村武弘君）　休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君）　日程第5、第48号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君）　第48号議案　令和元年9月13日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長　佐藤信治

提案理由でございますが、令和元年9月6日付で議決を得た府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、訂正を要するため、一部改正条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、一部改正条例中、誤った改正規定がもとの条例に溶け込んだ際に生じる号番号の重複を解消するため、改正規定を訂正するものでございます。

具体的には、一部改正条例中、もとの条例の附則第5条を附則第4号に繰り上げる改正規定がございますが、この改正規定がもとの条例に溶け込みますと、附則4条が2つ存在することになってしまうため、この改正規定を削り、正しい号番号となるようにするものでございます。

施行期日は公布の日としております。確認が不十分でございました。まことに申しわけございません。

なお、補足説明は今御説明させていただきましたので、補足説明はございません。

よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、第49号議案、工事請負契約の締結についてを議題に供します。

本案について理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（佐藤信治君） 第49号議案 令和元年9月13日提出。

工事請負契約の締結について。

次の工事の契約を締結することについて、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第25号）第2条の規定により議会の議決を求める。

府中町長 佐藤信治

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定により条例で定める契約を締結するものでございます。

補足説明は、建設部長が行います。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（井上貴文君） 第49号議案、工事請負契約の締結について、補足して説

明をさせていただきます。

第49号議案参考資料のほうをごらんください。

工事名は、環境センターのり面崩壊対策工事でございます。工事場所は、府中町八幡四丁目、請負金額は、変更前4,279万円、変更後6,671万9,400円で、2,392万9,400円の増額でございます。請負人は、広島市西区東観音町24番26号 広建産業株式会社でございます。

変更理由です。

平成30年7月豪雨により環境センター裏のり面が崩落したため、治山事業補助金の採択を受けまして、2カ年工事の1期工事として事業を進めてまいりましたが、本工事の契約締結後に当該補助金の追加の事業採択を受けたことから、次年度に予定しておりました第2期工事箇所の前倒しを行い、今年度で完了させることで早期の安全を確保するものでございます。

変更前の契約金額について、契約を締結した日は令和元年5月31日、工期は令和元年6月1日から令和2年3月19日まででございます。

工事概要ですが、お手元のA3の第49-1号議案参考資料のほうをごらんください。

赤で着色しております工事区域に、青で着色している工事区域を追加いたしまして施工するもので、吹きつけのり枠工1,205メートル、枠内のモルタル吹きつけ工852平方メートル、鉄筋挿入工275本を施工いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（中村武弘君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、お諮りします。

本案は、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定

いたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第6、議員提出第4号議案、天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議を議題に供します。

提出者の説明を求めます。

5番繁政議員。

○5番（繁政秀子君） 失礼いたします。それでは、天皇陛下の御即位のお祝いの提案説明なのですが、天皇陛下のことですので、決議案の朗読をもってこれにかえます。

天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議。

天皇陛下におかれましては、風薫る佳き日にご即位になりましたことは、まことに慶賀にたえないところであります。世界の平和と我が国の繁栄、そして令和の御代が幾久しく続きますようお祈り申し上げ、ここに府中町議会は、町民を代表して謹んで慶祝の意を表します。

以上、決議する。

令和元年9月18日。

広島県安芸郡府中町議会。

○議長（中村武弘君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） なければ、質疑を終わります。

討論ございますか。

二見議員。

○7番（二見伸吾君） 議員提出議案、天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議に反対の立場から討論をいたします。

賀詞はお祝いの言葉ですから、そう目くじらを立てることもないだろうという意見もあると思います。しかし、個人がお祝いの言葉を述べるのと住民の代表である議会がその意思を表明し決議するのは、明らかに異なる行為であります。

決議の問題は2つあります。

1つは、国民主権というこの国の根本的なあり方に反しています。

「天皇陛下におかれましては」「ご即位になりました」「令和の御代」。まるで国民は主権者ではなく、戦前のような臣民、天皇の家来になったかのようであります。

御代とは、天皇が統治者として世を治めることを意味しています。大日本帝国憲法下での天皇は「国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬」する存在でしたので、大日本帝国憲法ができた１８８９年から敗戦の１９４５年までは、まさに天皇の御代であったと言えますが、今は違います。

日本国憲法のもとでの天皇は国政に関する権能を有しない存在であり、現代は天皇が政治をとり行う「御代」ではありません。しかし、決議は国民主権をないがしろにし、天皇並びに天皇制をあがめ奉っています。

もう一つは、個人の自由、一人一人の意思を尊重するという点で問題があります。

決議には、「ここに府中町議会は、町民を代表して謹んで慶祝の意を表します」とあり、天皇の即位を「まことに慶賀にたえない」と述べています。慶賀にたえないとは、喜びの感情にあふれ、その思いを抑えることができないという意味であります。

町民の皆さんの中には、天皇や天皇制、今回の即位についてさまざまな意見、態度があると思います。慶賀にたえないと思っている人ももちろんいるでしょうし、私のように反対の者もいる。特に関心がない人もいるでしょう。それなのに、慶祝の意という特定の意思を議会が町民を代表して表明することには問題があると言わざるを得ません。

以上の理由をもって、この決議に反対をいたします。

○議長（中村武弘君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案に賛成の方。

梶川議員。

○４番（梶川三樹夫君） 天皇陛下御即位を祝す賀詞の決議について、賛成の立場から討論をいたします。

今上天皇の即位ということは慶事であり、このお祝い事に対してお祝いを申し述べることは当然のことと思います。

また、ことし５月１日から元号は令和と改まっております。

現在の法律では、改元の理由を皇位の継承が行われたときに限っており、この令和の改元もこのことを理由に行われました。つまりは、現在においてはお祝い事となる今上天皇の即位は、改元と切り離して考えることはできません。

そして、今上天皇が在位の限りは改元は行われたい、いわゆる一世一元となっております。

そうであれば、慶事である即位に際し、一世一元のもとで新たに即位した天皇陛下に対し、その在位期間となる令和において、世界が平和であり、我が国が栄えますよう、またそれが長く続きますようにとお祝いするのは、お祝いの作法として当然と考えます。

また、議会は住民を代表する公選議員が構成する機関ですので、先ほど申し述べましたように、天皇陛下の御即位をお祝いすることは当然であるとするならば、公正な議会の手続を経て住民を代表してお祝いを表明することも、当然そうすべきものと考えております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（中村武弘君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席議員 16 名で、採決に加わる者 15 名です。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（中村武弘君） 賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） 日程第 7、副議長の辞職許可についてを議題に供します。

本件については、かねてからの申し合わせにより、9 月 17 日、西議員から副議長の辞職願が出されましたので、その許可についてを審議するものであります。

地方自治法第 117 条の規定により、西議員の退席を求めます。

（12 番西議員 退席）

○議長（中村武弘君） まず、辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（森 太君） では、朗読いたします。

令和元年 9 月 1 7 日。

府中町議会議長中村武弘様。

府中町議会副議長西友幸。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、地方自治法第 1 0 8 条の規定により許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長（中村武弘君） お諮りいたします。

西議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、西議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで西議員の除斥を解きます。

（ 1 2 番西議員 着席）

~~~~~○~~~~~

○議長（中村武弘君） ただいま副議長が欠員となりましたので、副議長選出のため、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、追加日程第 1、副議長の選挙についてを議題に供します。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 1 項の規定による投票及び同条第 2 項の規定による指名推選がありますが、いずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 投票という声がありましたので、投票により行います。

次に、任期であります。議会の申し合わせにより 1 年で改選することになっております。今回もこれに従ってよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしということでございます。よって、副議長の任期は

1 年と決定いたしました。

それでは、ただいまから副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長（中村武弘君） ただいまの出席議員は 16 名です。

それでは、職員に投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（中村武弘君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めていただきます。

(投票箱点検)

○議長（中村武弘君） 異常なしと認めます。

念のため申し添えます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。

それでは、記入をお願いいたします。

記入されましたか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） それでは、事務局長に点呼を命じます。点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

(事務局長点呼、投票)

○議長（中村武弘君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村武弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

(投票箱閉鎖)

○議長（中村武弘君） 開票を行います。

お諮りします。

会議規則第 27 条の規定により、立会人に 18 番力山議員、1 番岩竹議員の 2 名を

指名いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村武弘君） 御異議なしと認めます。よって、18番力山議員、1番岩竹議員の2名を指名いたします。両議員の立会をお願いいたします。

ただいまから職員に開票させます。

（開 票）

○議長（中村武弘君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

これは、先ほどの出席議員数に符合しております。

このうち

有効投票 14票

無効投票 2票

有効投票中

力山議員 10票

岩竹議員 4票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は35票です。よって、力山議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（中村武弘君） ただいま副議長に当選されました力山議員が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

力山議員、登壇お願いいたします。

○副議長（力山 彰君） ただいま副議長に選出いただきました力山でございます。皆様の御期待に沿えますよう、しっかりと議長を補佐し、またより広い観点から学ばせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

そして、皆さん、議員の皆様方、これまで以上のより御指導いただきますようお願い申し上げます。

また、職員の方々におかれましても、御協力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（中村武弘君） 以上で、追加日程第１、副議長の選挙についてを終わります。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

町長。

○町長（佐藤信治君） ９月定例会閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る６日からきょうまで１３日間ございまして、４件の追加議案を含めまして２５件の提起させていただきまして、全てお認めいただきました。議案の差しかえであるとか訂正議案であるとか、それと追加議案も多かったということで、我々にとっても反省をするところもあったかと思います。それをお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

議案審議、一般質問、そして決算審査においては、新たな視点、観点からの御提起もあり、そのほか多くの貴重な御意見をいただいたと感じております。今後の行政運営に生かしてまいりたいと思っております。

また、町議会の申し合わせにより、新しい副議長の選出がございまして、力山副議長の御活躍を御期待申し上げますとともに、府中町民の福祉の向上に町議会、町執行部が町政の車の両輪となって取り組み、力を合わせて町民の負託に応えてまいりたい。そのように考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

本定例会閉会に当たりまして、お礼の挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（中村武弘君） これをもちまして、令和元年第４回府中町議会定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでした。

(閉会 午前１１時４２分)